

答 申

1 審議会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年10月11日6教教第1386号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象保有個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象保有個人情報

審査請求に係る対象保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、令和7年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）に係る第二次試験の模擬授業及び個人面接の評定票（以下「評定票」という。）に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 本件保有個人情報の開示決定状況

実施機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第82条第1項の規定により、本件保有個人情報のうち、評定者の氏名に関する情報については法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同項第6号（審議・検討又は協議に関する情報）に該当するとして、「特記事項」、「観察記録等」及び「評定記録欄」に記載された情報については同項第7号（事務又は事業に関する情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、不開示情報のうち「特記事項」、「観察記録等」及び「評定記録欄」に記載された情報（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和6年10月1日付けで、実施機関に対し、法第77条第1項の規定により、本件保有個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和6年10月11日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和6年12月30日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和7年3月6日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 評定票の「特記事項」欄、「観察記録等」欄、「評定記録」欄が黒塗りされている。
- (2) 模擬授業の着眼点の項目に、「声が明るく聞き取りやすい」、「児童生徒の方に顔を向けて説明している」、「話に筋道が立っている」、「語彙が豊富で、表現豊かである」、「指導力、説得力がある」、「指導すべきポイントを明確にしている」の6項目があるが、どれもC、D評価がつけられていることに納得できないため、「特記事項」欄の開示を申請する。
- (3) 個人面接には、「態度」、「表現力・コミュニケーション能力」、「積極性」、「適応性」、「専門知識・実践的指導力」の5項目があり、C、D、E評価をつけられている箇所が多くあるが、理解できない。「態度」の項目については、一人の試験官はBをつけているのに対し、他の一人はDとしていることについても疑問に思う。よって、「観察記録等」欄と「評定記録」欄の開示を申請する。
- (4) 二次試験について、模擬授業や面接試験の評価といった、説明責任を果たす事が難しい評価を行う際に、公正に審査、また訴えに応じることができるよう、録画記録等の情報の保存をするなどして、評価、判断が適正であることを証明できるようにすることを求める。
- (5) 採用試験においても、試験の公正さを保つため、また訴えに対して評価内容の正当性を開示できるようにする必要があると考える。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 「特記事項」欄、「観察記録等」欄及び「評定記録」欄には、評定者が採用試験における面接及び模擬授業において特に気づいた点や受験者の発言内容等を含めた観察内容や、評定結果の理由等を記載することとなっている。
- (2) これらの情報を開示した場合、面接中のどのような発言、態度等に問題があったかについて具体的な示唆を与え、今後受験者が自分をよりよく見せようと表面上取り繕う姿勢を助長することとなり、評定者が受験者の本来の姿をとらえ、適切な評価を行うことが困難になると考えられることから、法第78条第1項第7号に該当し、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする

おそれがある情報であり、かつ、不当な行為を容易にするおそれのある情報であるため、開示要件に該当しないと判断した。

6 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報の性格及び内容について

ア 選考試験について

公立学校の教員の採用は、教員公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、選考によるものとされており、本県では、福岡県教育委員会事務決裁規程（平成6年4月福岡県教育委員会教育長訓令第2号）第14条別表4第7項第1号により、教育長が決定した実施要項に基づき、選考試験を実施している。

選考試験は、福岡県公立学校教員として勤務する教育公務員の採用に当たって必要な選考資料を得るために実施しており、第一次試験及び第二次試験の結果により選考が行われる。

イ 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、選考試験に係る評定票に記載された審査請求人の個人情報である。

評定票は、選考試験の第二次試験で実施される模擬授業及び個人面接の際に評定者毎に作成される文書であり、評定者の氏名、受験者の試験区分、教科科目、受験番号及び氏名が記載されている。そして、模擬授業の評定欄には、個別評定尺度、着眼点ごとの評定、評定者の個別評定、主任のみが記入する総合評定及び特記事項が、また、個人面接の評定欄には、個別評定尺度、評定項目、評定項目ごとの評定、評定項目ごとの観察記録等、評定者の個別評定、主任のみが記入する総合評定及び評定記録が記載されている。

(2) 法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）の該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

「次に掲げるおそれ」として本号イからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業の他にも、同種のものが反復されるような性質の事

務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等があり得る。

なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 該当性の判断

選考試験の第二次試験で実施される模擬授業及び個人面接は、受験者の教員としての資質等を判断するために実施されており、当審議会で見分したところ、本件不開示情報には、評定者が受験者の発言、態度、所作等について、感じた印象や特筆すべき事項等についての主観的な意見等が率直かつ具体的に記載されている。

選考試験の評定の信頼性及び妥当性が確保されるためには、受験者に関して、評定者が模擬授業及び個人面接において観察したことや感じたことに基づいて、自由かつ率直に評定を行うことができる状況にあることが前提になるところ、本件不開示情報が開示されると、評定者が受験者からの認識の食い違いに起因する苦情やいわれのない非難等をおそれて、次年度以降の選考試験において消極的な評価の記載を差し控えたり、画一的な評価の記載に終始するなど、評定者が率直な評定を行えなくなることから、選考試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、実施機関が主張するとおり、本件不開示情報を開示すると、受験者に対し面接中のどのような発言、態度等が評定にどう影響を与えたかについて具体的な示唆を与えることにつながり、次年度以降の選考試験において受験者が自分をよりよく見せようとしたり、表面を取り繕うことが可能になる。その結果、評定者が受験者の本来の姿をとらえ、適切な評価を行うことが困難になることから、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件不開示情報は、法第78条第1項第7号に該当すると判断する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った個人情報の部分開示決定の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。